



▲1月25日、いのちのとりで裁判全国アクション街頭宣伝に参加

生活保護制度の生活扶助や母子加算など5%の引き下げを、2018年10月から3段階にわたって実施する方針を、厚生労働省（以下、厚労省）は昨年12月22日に明らかにしました。厚労省の試算によると、同制度を利用する全世帯の67%で生活扶助費が下がるとしています。1月22日から開催された第196回通常国会において、来年度政府予算案や生活保護「改正」法案を成立させて実施していくことにしています。

月に「障害のある人の地域生活実態調査の結果報告」を発表しました。2015年7月から2016年2月まで調査を実施し、主に作業所や通所事業所などを利用する1万4745人から回答を得ました。そのうち有効回答者の81・6%の人々が貧困ラインと言われる年間122万円以下の所得状況にある

月に「障害のある人の地域生活実態調査の結果報告」を発表しました。2015年7月から2016年2月まで調査を実施し、主に作業所や通所事業所などを利用する1万4745人から回答を得ました。そのうち有効回答者の81・6%の人々が貧困ラインと言われる年間122万円以下の所得状況にある

ところが明らかとなり、生活保護を受けている人は11・4%ありました。この値は国民一般の生活保護を受けている人の値が1・7%であることと比べると、6倍以上も高いことになります。

また、障害のある人が親と同居しているのは54・5%で、半数以上になっています。生活保護を受けている人を除き、親の同居と障害のある人の年収を重ねてみると、年間所得100万円以下の人口で親と同居している値は59・3%になります。200万円以下の場合でも59・7%です。

全体的に親と同居している割合が高いうえに、低所得で生活の厳しい人はその割合がさらに高いことがわかります。低い所得にある障害のある人の多くは、親との同居などによって生活を維持している状況におかれています。

そもそも憲法25条に記されている「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とは、いつたいどのような生活状態を言うのでしょうか。12月14日に公表された社会保障審議会生活保護基準部会報告書で、国

## 今月のテーマ

# 生活保護さらなる減額、障害のある人の暮らしに大きな影響

**News Nav★**  
**ニュースナビ**  
2018年  
3月号

名古屋市の「社会福祉法人さくらんばの会」の事業所で働き、生活保護基準引き下げ裁判の原告でもある稻垣智哉さん（おとうざいのさくらんば）は、「裁判の途中なのに、また引き下げになるなんでおかしいと思います。消費税も

上がり、年金も下がり、絶対におかしいと思います。きょうざんの仲間たち全員で裁判の応援に来てほしいです。もっともつていろいろなところに出かけたいです。引き下げは絶対にやめてください」と話してくれました。

また、同原告の湯浅和洋さん（多機能型さくらんば）も、今回提示について「勝手に引き下げずにきちんと話を聞いてほしかったです。先日、大家さんから、建物の取り壊しをおこなつていただいたことで、現在住んでいる長屋からの引っ越しを告げられました。クーラーの移設など急な出費も出てきて、このタイミングでの引き下げに悲しくなりました」と話しています。

厚労省は、今回の見直しの提案

### ■5%の引き下げ方針

生活保護制度の生活扶助や母子加算など5%の引き下げを、2018年10月から3段階にわたって実施する方針を、厚生労働省（以下、厚労省）は昨年12月22日に明瞭にしました。厚労省の試算によると、同制度を利用する全世帯の67%で生活扶助費が下がるとされています。1月22日から開催された第196回通常国会において、来年度政府予算案や生活保護「改正」法案を成立させて実施していくことにしています。

同制度は、2013年度から生活扶助基準を3年間にわたって最も10%引き下げました。また、2015年度には冬季加算や住宅扶助費も削減しています。

この削減に対して、各地から相次いで不服審査請求が行なわれ、生活保護基準の引き下げは憲法25条違反であるなどとして955人（2017年12月末現在）が全国29都道府県の地方裁判所に提訴しました。このなかには、障害のある人も含まれており、北海道、埼玉、愛知ではきょうざんの会員事業所の利用者が原告として闘っています。

現在、各地の地方裁判所において係争中であり、それにも関わらず政府はさらなる引き下げ方針を今回提示してきました。これは生活保護制度の削減を正当化し、同制度をなし崩しにしていくことすら想定していました。このタイミングでの引き下げは絶対にやめてください」と話してくれました。

厚労省は、今回の見直しの提案

のためには、生活保護制度を利用せずに低所得の状態におかれても暮らしていけるべきです。このような人々がいるところに出てかけたいです。引き下げは絶対にやめてください」と話してくれました。

また、同原告の湯浅和洋さん（多機能型さくらんば）も、今回提示について「勝手に引き下げずにきちんと話を聞いてほしかったです。先日、大家さんから、建物の取り壊しをおこなつていただいたことで、現在住んでいる長屋からの引っ越しを告げられました。クーラーの移設など急な出費も出てきて、このタイミングでの引き下げに悲しくなりました」と話しています。

厚労省は、今回の見直しの提案

### ■僕らの話をきちんと聞いてほしい

名古屋市の「社会福祉法人さくらんばの会」の事業所で働き、生活保護基準引き下げ裁判の原告でもある稻垣智哉さん（おとうざいのさくらんば）は、「裁判の途中なのに、また引き下げになるなんでおかしいと思います。消費税も

上がり、年金も下がり、絶対におかしいと思います。きょうざんの仲間たち全員で裁判の応援に来てほしいです。もっともつていろいろなところに出かけたいです。引き下げは絶対にやめてください」と話してくれました。

また、同原告の湯浅和洋さん（多機能型さくらんば）も、今回提示について「勝手に引き下げずにきちんと話を聞いてほしかったです。先日、大家さんから、建物の取り壊しをおこなつていただいたことで、現在住んでいる長屋からの引っ越しを告げられました。クーラーの移設など急な出費も出てきて、このタイミングでの引き下げに悲しくなりました」と話しています。

厚労省は、今回の見直しの提案

### ■2013年度からの引き下げに955人が提訴

生活扶助基準を3年間にわたって最も10%引き下げました。また、2015年度には冬季加算や住宅扶助費も削減しています。

この削減に対して、各地から相次いで不服審査請求が行なわれ、生活保護基準の引き下げは憲法25条違反であるなどとして955人（2017年12月末現在）が全国29都道府県の地方裁判所に提訴されました。このなかには、障害のある人も含まれており、北海道、埼玉、愛知ではきょうざんの会員事業所の利用者が原告として闘っています。

現在、各地の地方裁判所において係争中であり、それにも関わらず政府はさらなる引き下げ方針を今回提示してきました。これは生活保護制度の削減を正当化し、同制度をなし崩しにしていくことすら想定していました。このタイミングでの引き下げは絶対にやめてください」と話してくれました。

厚労省は、今回の見直しの提案

### ■障害のある人81・6%が貧困ライン以下の生活

名古屋市の「社会福祉法人さくらんばの会」の事業所で働き、生活保護基準引き下げ裁判の原告でもある稻垣智哉さん（おとうざいのさくらんば）は、「裁判の途中なのに、また引き下げになるなんでおかしいと思います。消費税も

上がり、年金も下がり、絶対におかしいと思います。きょうざんの仲間たち全員で裁判の応援に来てほしいです。もっともつていろいろなところに出かけたいです。引き下げは絶対にやめてください」と話してくれました。

また、同原告の湯浅和洋さん（多機能型さくらんば）も、今回提示について「勝手に引き下げずにきちんと話を聞いてほしかったです。先日、大家さんから、建物の取り壊しをおこなつていただいたことで、現在住んでいる長屋からの引っ越しを告げられました。クーラーの移設など急な出費も出てきて、このタイミングでの引き下げに悲しくなりました」と話しています。

厚労省は、今回の見直しの提案

### ■障害のある人81・6%が貧困ライン以下の生活

名古屋市の「社会福祉法人さくらんばの会」の事業所で働き、生活保護基準引き下げ裁判の原告でもある稻垣智哉さん（おとうざいのさくらんば）は、「裁判の途中なのに、また引き下げになるなんでおかしいと思います。消費税も

上がり、年金も下がり、絶対におかしいと思います。きょうざんの仲間たち全員で裁判の応援に来てほしいです。もっともつていろいろなところに出かけたいです。引き下げは絶対にやめてください」と